

令和 5 年 2 月 1 4 日

令和 5 年 第 1 回 和 束 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 1 回 和 東 町 議 会 臨 時 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 2 月 1 4 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 前 9 時 5 3 分

出 席 議 員 （ 9 名 ）

1 番	岡	田	勇	2 番	高	山	豊	彦		
3 番	藤	井	清	隆	4 番	村	山	一	彦	
5 番	吉	田	哲	也	6 番	井	上	武	津	男
7 番	岡	本	正	意	8 番	畑		武	志	
1 0 番	岡	田	泰	正						

欠 席 議 員 （ 1 名 ）

9 番 小 西 啓

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	堀 忠 雄
副 町 長	奥 田 右
総 務 課 長	岡 田 博 之
総務課行財政担当課長	宮 木 大
地 域 力 推 進 課 長	原 田 敏 明
人 権 啓 発 課 長	中 尾 政 弘
税 住 民 課 長	吉 田 敏 江
福 祉 課 長	北 広 光
診 療 所 事 務 長	細 井 隆 則
総合施設整備課長	竹 谷 秀 俊
農 村 振 興 課 長	竹 谷 徹 也
建 設 事 業 課 長	馬 場 正 実
会計管理者兼会計課長	榎 木 由 佳

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 7 番 岡 本 正 意

8 番 畑 武 志

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 社会福祉センター等解体工事請負契約の第 1 回変更について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞様です。

ただいまから、令和 5 年和束町議会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機と演台にはアクリルついたて板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 5 年第 1 回臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはそれぞれお忙しい中、こうしてご出席をいただきましてありがとうございます。

今回お願いいたしましたのは、契約金額の変更に関する議案でございます。どうか慎重なご審議をいただきまして、ご承認を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ですが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

小西 啓議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、岡本正意議員、8 番、畑 武志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の１日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和４年１１月３０日現在、１２月３１日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第４、議案第１号 社会福祉センター等解体工事請負契約の第１回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第１号の提案理由を申し上げます。

令和４年９月７日に工事請負契約を締結した「社会福祉センター等解体工事」について、工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、工事変更概要については、担当課長より説明をさせます。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。議案のほうをよろしく
お願いいたします。

議案第1号

社会福祉センター等解体工事請負契約の第1回変更について

令和4年8月18日に入札に付した、社会福祉センター等解体工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事業名 | 和束町総合保健福祉施設整備事業 |
| 2 | 工事名 | 社会福祉センター等解体工事 |
| 3 | 工事場所 | 京都府相楽郡和束町大字釜塚地内 |
| 4 | 契約金額 | 「7,400万8,000円」を「8,272万3,000円」
に変更 |
| 5 | 契約の相手方 | 和束町大字釜塚小字中溝16-1
山城・山喜特定建設工事共同企業体
代表 山城建設（株）代表取締役 岡田 秀之 |
| 6 | 契約の方法 | 地方自治法第234条の規定による一般競争入札 |
| 7 | 工期 | 令和4年9月8日から令和5年3月31日 |
| 8 | 支出科目 | 和束町一般会計
(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 1 社会福祉総務費
(節) 14 工事請負費 |

令和 5 年 2 月 1 5 日 提 出

和 束 町 長 堀 忠 雄

おめくりください。

資料 N o . 1 をご覧ください。

社会福祉センター等解体工事変更箇所概要になります。

1 変更内容

- ・コンクリート類処分先の変更による距離の増加及び処理費等の増

3 8 5 万 7 , 8 0 0 円

- ・埋め戻し土砂購入及び埋め戻し費の増

3 2 0 万円

- ・敷地内給水管の敷設替えによる増

1 0 3 万 5 , 0 0 0 円

- ・その他

6 2 万 2 , 2 0 0 円

以上 4 項目につきましては、全て税込み金額でございます。

2 変更内容

契 約 金 額 当初 7 , 4 0 0 万 8 , 0 0 0 円

(内消費税相当額 6 7 2 万 8 , 0 0 0 円)

変更 8 , 2 7 2 万 3 , 0 0 0 円

(内消費税相当額 7 5 1 万 4 , 8 0 0 円)

契約金額増額分 8 7 1 万 5 , 0 0 0 円

(内消費税相当額 7 8 万 6 , 8 0 0 円)

右の A 4 の図面のほうをご覧ください。

最初に、中央の赤い四角、社会福祉センターでございます。左上が役場庁舎でございます。同センターほか浄化槽ですとか、水道施設設備等の解体のコンクリート処分

費等が増額となりました。コンクリート類の処理につきましては、当初、有限会社和東碎石と委託契約を締結されていましたが、処理場の受入れが困難となり、委託契約先の変更を余儀なくされる状況になりました。

搬出先を株式会社 I・T・O、奈良市南庄町 1 3 6 番地に変更することになりました。

搬出先の変更により運搬距離が 8 キロから 2 2 キロに変更、処分単価も増額変更、また数量においても解体による増加分で 6 6 . 3 立米が見込まれることになりました。既に有限会社和東碎石には 3 1 0 立米搬出済みで、残りの 6 2 3 . 9 立米を変更先の株式会社 I・T・O に搬出することになり、距離と処理費等で増額となりました。

右上の赤枠をご覧ください。処理費等の増加の根拠になる処分量の概要になります。

当初処分量から 6 6 . 3 立米増加しまして、変更後の処分量が 9 4 2 . 9 立米になりました。この 9 4 2 . 9 立米の内訳がその下の 3 1 9 が和東碎石、6 2 3 . 9 が I・T・O になります。

二つ目の変更内容になります。旧社会福祉センターの右下に隣接します小さな赤い長方形と右上にございます細長い長方形、これは社会福祉センターの浄化槽と水道施設の酸化槽になります。当初、この浄化槽と酸化槽等につきましては、埋め戻しについては敷地内の残土の流用で考えておりましたが、残土の量が不足することが分かりましたので、管理面で必要な土地の購入と埋め戻しの費用を増額することとなりました。

三つ目の変更になります。左下の小さな赤い部分になります。建設設計に合わせて水道メーターの移設が必要になりました。敷地内給水管の布設替工事を増額するものでございます。

以上、変更の内容についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

確認ですけれども、先ほどの説明でいわゆるコンクリート類処分先の変更ということで、当初の処分先が受入れが困難になったということで、変更せざるを得なくなったという言い方で答弁されておりましたけれども、変更先等は説明がありましたけれども、契約から数か月でそういうことになったということですね。それと、当初そういった意味では想定していなかったことだというふうには感じられるんですけれども、そのあたりの変更になった理由といたしますか、もちろん企業側のほうのいろんな理由もあると思うんですけれども、そのあたりの説明をお願いしますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長、答弁。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

7 月に直接、うちのほうから受入先の和束碎石のほうに連絡をさせていただいております。受入れをしていただけるというふうに判断をいたしまして、現場説明書により和束碎石のほうを予定させていただいた次第でございます。

そして、年が明けまして、1 月 1 0 日に現場 J V のほうから、和束碎石のほうから受入れのほうが物理的に困難な状況であるという連絡をいただきまして、それで変更のほうを進めた経緯でございます。

1 1 月に J V と和束碎石のほうと契約をされておまして、そして、変更後は 1 月 1 1 日に I ・ T ・ O と契約して搬入のほうを進めた次第でございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○ 7 番（岡本正意君）

今、物理的に困難であるということと言われたということなんですけれども、もちろん企

業の側のほうの様々な事情というのはあるとは思いますが、ただ、そういったことっていうものは、当初お願いするときに、要はちょっとだったらあれなんだけど、大体、当初の処分先の処分済みというのが大体3分の1ぐらいですよ、受け入れられているのがね。あと3分2はまだ残っているということの中でいうと、当初のそういった見込みというか、そういった困難になるっていうような多分想定はされていないと思うんですけども、そのあたりのこういうことになったという意味での行政としてのお願いする判断というのはどうだったというようにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

受入先としましては、確認のほうをさせていただいて、それで受入先ということで契約のほうをされていたということで、その流れの中で処分がされるというふうに考えておりました。ところが、先方のほうが保管できる量といいますのが上限に近づき、がれきの処分量が許可時に決まっておる量の上限に近づき、物理的に難しいという、そういう旨の報告をいただいた。そういった中で、工期が決まっている中で、スムーズに作業を続けるためには変更をせざるを得なかったというふうな考えであります。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の言わば増額しているわけですからね、当初払わなくていいお金を払わざるを得なくなっているわけですね。ですから、受入れのいわゆるキャパというかね、そういったものが無理だというふうに言われて、違うほうに行かざるを得なかったということだけど、もともと大体これぐらいは受け入れていただきたいというものはあったと思うんですよ。何もしないとにかく受け入れてくださって受け入れて、それで、う

ちいっぱいだからもう無理ですわということには普通ならないですよ。そこは、要は、当初どういう見込みで、ここの和東砕石さんはどれぐらいまで受け入れられて、キャパがあるのかということぐらひは、もちろん当初から分かっているはずですよ。分かっているはずで契約しているはずですよ。こうなるっていうことは多分想定されてないと思うんですよ。それとも想定されてたということですか。

大体、和東砕石は320ぐらいでいっぱいになると。だから、途中から変更せざるを得なくなるということは想定されていたということですか。そうじゃないと思うんですよ。だから、その辺で、当初、和東砕石と契約するというときに、一応、今回の解体を全部それで受け入れていただくということで契約しているはずですよ。でも、受入れが無理だったというように言われて変えざるを得なくなったというのは、そういうことはあると思いますよ。あると思いますけども、なぜそうなったのかと。

当初の契約の行政としての見込みというのは一体どこにあってこうなったのかということをもうちょっと説明してくれないと、やっぱりそれはこれだけで400万円増額になってるわけでしょう。当初の予算で何とかするっていうのが行政の基本的な仕事やと思うんですね。そういうことから考えても、今回のことがなぜそうなったのかということをもうちょっと説明してくれないといけないんじゃないですか。どうですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

岡本議員の質問にお答えしたいと思います。

去年の7月に和東砕石と受入れの契約をさせていただいて、その後、事業が和東砕石としてずっと当然していかれる予定をされてたんですけれども、はっきり決まっていないんですけれども、他の事業に移行されるということを聞いております。その関係で受入れを止めさせていただきたいというような中身でございまして、受け入れるキ

ャパは多分持つておられると思うんですけども、他の事業が同時に急に進展しまして、その関係で和束碎石として決定ではないんですけども、事業を多分中止されるということを聞いております。その関係で今回約束をしてたキャパの分をほかに変更してくれないかということだと聞いておりますので、ご了解のほうをよろしく願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

7 番、岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆる企業のほうのいろんな経営上の都合の変更だということであれば、最初からそういうふうに説明いただいたらいいんじゃないですか。だから、やっぱり一応これは税金を使って工事をしているわけですから、それで、この変更によって400万円ぐらいの増額になるわけですから、本来は払わなくていいお金だったはずのお金を急遽払わなくてはいけないということになってるわけですから、そこはもちろん企業側の都合というのはあるにしても、そこも含めてちゃんと説明いただきたいと思いますので、そこはそういうことだということで一応置いておきたいと思います。

最後に関連してですけども、この工事も含めてですね、かなり大型の車両も多く入ってきておりますし、トンネルの工事についても頻繁にそういった大型のダンプカー等も入ってる中で、府道等の傷みというのも住民からも聞いております。その辺、町としてね、これは京都府のあれでもありますけども、そのあたりの現状でどのように把握されて、今後、工事が終了したりとか、また、そういう経過の中で一定のそれによる損傷であるとかいったものも点検をして、必要な改修等もしていただく必要がある箇所もあるとは思いますが、そのあたり建設課としてはどのようにお考えですか。それだけ確認したいと思います。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

今の岡本議員の意見でございますけども、うちのほうでも若干、道路が傷んでるといふ情報は得ております。基本的には府民協働事業という事業がありまして、これがメインで、現在、府道につきましては緊急舗装でほぼやり直しました。私、昨日も走ってきたんですけども、宇治木屋線の杣田地内が若干まだ傷んでいるところが多いということで出てます。これについては府民協働でリストアップされてまして、事業が成立次第工事を行うということになってますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第1号 社会福祉センター等解体工事請負契約の第1回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第1号 社会福祉センター等解体工事請負契約の第1回変更については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずは、第1号議案につきまして、全員の皆さんにご審議いただきながら採決をいただきまして本当にありがとうございます。その中でも質問等でも出ておりましたが、こうした大きな事業はこれからも円滑に進んでいくこと、そして、ほかにもたくさんの事業があることですので、議員の皆様はじめ、また住民の皆さんの一層のご協力をいただきながら順調に進めてまいりたいと、このように思っておりますので、これからも議員の皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ですが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和5年和束町議会第1回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

午前 9時53分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 5 年 3 月 15 日

和束町議会議長 岡 田 泰 正

署名者 和束町議会議員 岡 本 正 意

〃 和束町議会議員 畑 武 志